

E-1116

0176

南洋郵船 同合セヨル處
 十一月十七日スルハ上船後
 二月十日高雄二日基隆七日
 神戸入港ノ事定ナル由
 本件取分ノ関シ或モト打合セタル也
 米通交ニ於テ知分アリレドノコト
 ナリレト付南支大田強長ニお告
 レタルニ既ニ同強アリ大田有るト
 連絡所ニテ同強ニ於テ知分ラレ
 トコトナリレト付外事務官ニ
 関係上回テ、際未ニト連絡
 才申入レ置キマシ
 各局ニテ十一月二十五日午後三時
 内務省事務課下迄送付スル
 公報ハ右取分



秘

第三課長

昭和14 四一三六五 暗 本 省 十一月二十四日後發 歐通
二十四日夜着

野村外務大臣

齋藤總領事

第四四四號

二二十四日當地在任印度人某本官ヲ來訪齋ラセル密報ニ依レハ神戸
ニ K. G. Viroomali 商會ナル名稱ノ支店ヲ有スル當地印度人織物商
Kareindas. Karachandハ最近日本ヨリ印度ニ赴ケルカ其ノ際上海ニ於
テ圖「ノート」約十萬圓ヲ購入シ更ニ當地ニ持歸ヘル處同人使用
人 Jethmal ナル者ヲシテ密ニ前記圖「ノート」ヲ携行センメ本月十
七日「スラバヤ」出帆ノ「バンドン」丸ニテ渡日センメタル由ナ
リ

電信寫

三 尙其ノ際右某ハ何程カノ報酬ヲ受ケ得ラルレハ今後モ此ノ種情報
ヲ提供スヘント述ヘタルニ付本官ハ本邦ニ於テ此ノ種慣例ノ有無
ハ承知セザルモ一應調査シ置クヘント答ヘ引取ラシメタリ
三 右船客ニ關シ南洋海運ニ確メタル處 Jethmal ナル名ヲ以テ米船シ
居リ今般店主ヨリ休暇ヲ得前記神戸支店ニ赴ク旨述ヘ居タル趣ナ
リ
四 密報者ニ對スル報償制度ノ有無本件調査ノ結果ト共ニ御回電ヲ請
フ
孟買へ轉電セリ

送付物
14.11.23
第三課

電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 秘書官

昭和14 四一三六五 暗 本 省 十一月二十四日後發 歐通 二十四日夜着

野村外務大臣 齋藤總領事

第四四四號

一、二十四日當地在住印度人某本官ヲ來訪齋ラセル密報ニ依レハ神戸ニ K. G. VITTOOMALI 商會ナル名稱ノ支店ヲ有スル當地印度人織物商 Neralindas Karamchandハ最近日本ヨリ印度ニ赴ケルカ其ノ際上海ニ於テ圖「ノート」約十萬圓ヲ購入シ更ニ當地ニ持歸ヘレル處同人使用人 Jethmal ナル者ヲシテ密ニ前記圖「ノート」ヲ携行セシメ本月十七日「スラバヤ」出帆ノ「バンドン」丸ニテ渡日セシメタル由ナリ

寫送先

外務省

三、尙其ノ際右某ハ何程カノ報酬ヲ受ケ得ラルレハ今後モ此ノ種情報ヲ提供スヘント述ヘタルニ付本官ハ本邦ニ於テ此ノ種慣例ノ有無ハ承知セサルモ一應調査シ置クヘント答ヘ引取ラシメタリ
三、右船客ニ關シ南洋海運ニ確メタル處 Jethmal ナル名ヲ以テ乘船シ居リ今般店主ヨリ休暇ヲ得前記神戸支店ニ赴ク旨述ヘ居タル趣ナリ
四、密報者ニ對スル報償制度ノ有無本件調査ノ結果ト共ニ御回電ヲ請フ
孟買へ轉電セリ

外務省

		發信用		執務用	
主	信	1	5	6	
附	甲				
	乙				
	丙				
	丁				
備考					

懸案

歐亞通商課長

通商課長

大島 外務課長
宛トスルコト

文書課長

文書課發送昭和拾四年二月廿日 發送濟

主 亞米利加局長 任 第三課長

米三機密 第八四二號 昭和拾四年二月廿日 日附 附屬

淨書

正校(原稿)

昭和十一年十一月廿六日起草

受人信名	件名
本向田務局長	神戸支店に在る「バタグアイ」在位印名「織田高」 為務受理迄及新着之件
吉澤亞米利加局長	「バタグアイ」在位印名「織田高」 Kanam Chand 神戸 K. G. Vincomall

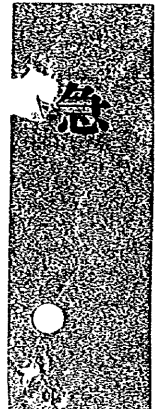
公 信 案

外 務 省

30 120

E-1116

0181



大蔵省
外務局長
宛
附
下
大
外
務
省
長

文書課長

文書課長 昭和十四年四月廿日 發送済

亞米利加局長 第三課長

米三 傳 第 八 四 二 番 和 給 日 金 一 千 五 百 圓

奉 向 財 務 省 長 為 示

去 澤 重 本 引 出 五 圓

30 123

懸案

神戶支店より「ハメグイ」在店の「
勢及況況述又新」の「
増延」

「ハメグイ」在店 印系 總務課 Marinian

Ka n u m e t h u m d : 神 戸 : K a n u m e t h u m d



公
信
案

外
務
省

普存外務部及宛電被改置を以て日清
と上海線ノ上の電取計を結果の
所之を以て復申す

(日本標準規格 B5)

公
信
案

外
務
省

會十ん支張ヲ指スルモノナルが最近本邦ヨリ印がニ赴
ケル際上海ニ流テ日貨約十萬田ヲ購入シテハタガイ
P」ニ持歸リタル上今回普ノ使用人 Jethamand
者ヲシテ密ニ右田貨ヲ携帶セシメ三月一日高雄
着、三月七日神戸着豫定ノ「バンド」九ニテ添日
及シメ右 Jethamand 「バンド」九ニ Jethamand +
ル名ヲ以テ乗船シ居ル趣在「バタガイ」前交總
領事ヨリ来麗アリタニ右以与不取故台湾總

(日本標準規格 B5)

E-1116

0183

機密

米三機密第八四二號

昭和十四年十一月三十日

外務省亞米利加局長 吉澤 清次郎

内務省警保局長 本間 精 殿

神戸ニ支店ヲ有スル「バタヴィア」在住印度
人織物商ノ爲替管理法違反嫌疑ニ關スル件

「バタヴィア」在住ノ印度人織物商 *Naraindas Karamchand* ハ神
戸ニ *K. G. Vithromalli* 商會ナル支店ヲ有スルモノナルカ最近本邦ヨ
リ印度ニ赴ケル際上海ニ於テ圓貨約十萬圓ヲ購入シテ「バタヴィ
ア」ニ持歸リタル上今回其ノ使用人 *Jethmal* ナル者ヲシテ密ニ右
圓貨ヲ携帶セシメ十二月一日高雄着十二月七日神戸着豫定ノ「バ
ンドン」丸ニテ渡日セシメ尙右 *Jethmal* ハ「バンドン」丸ニ *Tei*

外務省

(日本標準規格B5)

thenand ナル名ヲ以テ乗船シ居ル趣在「バタヴィア」齋藤總領事
ヨリ來電アリタルニ付此旨不取敢臺灣總督府外務部長宛電報致置
タルヲ以テ同府トモ御連絡ノ上可然御取計相成結果御回報有之度
此段申進ス

外務省

(日本標準規格B5)

E-1116

0184

電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 人典 儀典 會計 會書 祕書官

寫送先

分類 E3.1.1.4-17

昭和14 四二七六七

暗 臺北 十二月五日 後發 本省 五日夜着

米、歐

野村外務大臣

千葉外務部長

第一九二號

貴電第一七五號ニ關シ（「バタヴィア」在住印度人織物商ノ爲替管理法違反行爲ノ件）

「バンドン」丸ハ四日高雄ニ入港セルヲ以テ同地水上及稅關當局ニ於テ嚴重取調ヘタルモ神戸ニ至ル相當旅費額以外ノ携帶金ヲ所持セサルヲ以テ内地續航ヲ許可セリ
尙「バンドン」丸ハ十日神戸着ノ豫定ナリ爲念（了）

上野外務大臣 千葉外務部長
爲替管理法違反

外務省

記

E-1116

0185

秘

電信寫

田中
外務大臣
電
二月七日

第三號

昭和14 四二七六七

臺北 十二月五日發
本省 五日夜着

木、歐

野村外務大臣

千葉外務部長

第一九二號

貴電第一七五號ニ關シ「バタヴィア」在住印度人織物商ノ爲替管
理法違反行爲ノ件

「バンドン」丸八四日高雄ニ入港セルヲ以テ同地水上及税關當局ニ
於テ嚴重取調タルモ神戸ニ至ル相當旅費額以外ノ携帶金ヲ所持セ
サルヲ以テ内地航行ヲ許可セリ
尙「バンドン」丸八十日神戸着ノ豫定ナリ爲念 (了)

E-1116

0185

外發秘第ニ一九四號
昭和十四年十二月十四日

兵庫縣知事 坂 千秋

外事課
14.12.20水
第 号

内務大臣 小原 直政
兼總務長官
兼警務局長
兼陸軍省
兼海軍省
兼文部省
兼農林省
兼商工省
兼逓信省
兼陸軍省
兼海軍省
兼文部省
兼農林省
兼商工省
兼逓信省
台灣總督府 警務局長 啟

為警管理法容疑印度人取調ニ關スル件

神戸市葦合區磯辺通四丁目八ノ一

貿易商

K G ウイルマル商會支那人
印度人 ナライントス カラム ナマンド、ウイルマル

當三十九年

本月二日 内務(警)省ヨリ電話御通牒ニ係ル 右

者尙國ニ際シ持テ尙シタル外貨ヲ上海ニ於テ圖貨
ニ兩換シ、又ラ印度人使用人マスマル(G. K. M. C.)ヲ
シテ、本邦ニ持込ラシムルノ 爲警管理法違反容疑
事件 嚴重取調、結果狀況左記ノ通りニ有之
右及申(通)報候也

記

一業態其他

K G ウイルマル商會ハ本店ヲ南印バタヴィア市
パッサ、バラ、正街五〇ニ有シ、資本金約七萬圓
(本店投資カ本々略同額)ヲ以テ本邦商會(正籍人)ニ
請ラ主トシ、雜貨ヲ取扱フ)ノバタヴィア

向ヶ輸送ヲ爲シ居リ年額平均金壹百貳拾
萬圓ノ内ヨリ居シ居ルモノニシテ、N、カラム子マ
ンド、ヴィルマルハ本籍印度ハイダラバッドシン
ド、ニシテ、バタヴィア本店兼ニ神戸支店ノ
支配人タリ

一九三五年渡来以來一度印度ニ帰国セルモ客年
二月五日再抵来、本年十月七日印度向ヶ帰
國マル迄店務ヲ支配シ居リタルモノニシテ共同
經營者氏、ヴィルマルハ常ニ印度ニ在リ其資本
投資ヨリ居セルノ者ナリ

神戸支店ノ支配人アソマル (Schumacher) ハタ

ウイア本店ハ支配人ラムチヤンド、ウツムハント、
マブバニ (Rajuchand Murichand Mathkhanis) 本
名ニ代リ店務ヲ見導シ居リ、神戸支店ハ本
名、他印度人三名邦人六名支那人一名ヲ
雇傭シ居レリ

ニ、N、K、ヴィルマル少國ノ際外貨持込レノ事實

本名ハ本年十月七日神戸支店ノ「安洋丸」ニ
テ、カラム子マ向ヶ飯國ノ達ニ飛タルガ飯國ニ
當リ

横浜正金銀行神戸支店

ニシテ大藏大臣ノ許可ヲ得テ

英貨為替手形 壹通
額面金四百八磅
(大藏省許可番号 一四一三・五五)

印度貨為替手形 壹通
額面金五〇〇留比
(大藏省許可番号 一四一九・一三)

合計約金七千四百圓
相當ノモノヲ持返リ金トシテ携行セラルガ今般
故國ノ目的ハ旅ノ結婚ヲ主トシ高印ヲ兼ネ
タリト謂ヒ目下ハイダラバド・レントニ在リ明
春四月頃般來ノ見込ナリ
三、ゼスマルニ對スル取調

電報手配記載ノゼスマル (Jermol) ハ本月十
三日午後三時バタヴィアヨリ高雄基隆經由
神戸入港ハ南洋海運「ばんど」ニテ決来
タルガ本名ヲ取調タルニゼスマルハ本名ノ幼
時ノ愛称ニシテ

僅許バタヴィア市セントラル街三四
ツイルツル為合 ぬきん
子エハルズル、ク、ン、エ、サ、ナ、ント (2)

Chukomae Ke Jettanarid
ト稱レ一九一〇年 印度ハイテラバド・メント
ニ在生 同地ネーグ、グイヂアラ、ハイ、スクール
Navie Victoria High School) 一九一九年卒

業後スラバヤ市K、A、J、チエタマシ(ス、
J. Chetumal) 商會ニ入社一八九三七年同店ヲ
辞シ、扇書商會ニ入りタルモノニシテ、今回埃
末ノ目的トシテ、神戶支店ヲ通ジ、人絹、綿
織物及同製糸約四萬圓ヲ仕入レ、仕入不
代金ハ、本支店ニ高倉留取理ニ依リ、
清ヤントスルモノナリ

本名ニ對シテハ、其所持金不其他ニ在リ、嚴密
ナル検査ヲ爲セルガ、所持邦貨、蘭印貨合計
全九拾圓餘ノ他、商業容疑金員兼ニ物件
ヲ發見セズ、亦、託アソ、マルノ自許引

受書ヲ徴シ、上陸セルメナリ

四、參考事項

N. K. ツイルレルハ、香港並ニ上海ニ店舗
ヲ有スル

印度人貿易商K. ハッサラム商會

K. Idassaram & Co.

Banker R. and J. in India

China British India Hongkong

ト親交アルヲ以テ、西地ニ於テ、邦貨買入レ
ノ便宜アリ、其ノ引統ヲ嚴重視察中ニ有
之。

支那

歐亞第三課長

通商第六課長

(分類) 3.1.1.4-17

電信課長

電信課發電係

主 亞米利加局長
任 第三課長

昭和十四年五月二日 草

在バタヴィア
南支總領事

野村大

件 神戶支店より宛てての
物高ノ為替差取違及
疑ニ関スル件

名件録記

電送第 34821 號
昭和十四年五月二日
第三二二號

支店第四四四號 関シ

「バンドン」九月十五日 高橋下等 港事務所 神戸

電信案 外務省

(原議用紙乙)

ニ入港 (陸夫々)

調ハ元 結果ニ依リハ Jethmal 二 郵代貨及 蘭印

化員合計九十日餘ヲ携帶セシ外他ニ何等

ノ 寢違金品ヲ所持セザルヲ以テ 上陸ヲ許可

シ 今後ノ行動觀察中者同ノ 本名ハ Chucharamal

K. Jethmaland 二 一々 Jethmal 二 幼名ニ由リ

本領事館者ノ 打尺 報債制表ナシ

電信案 外務省

23 04